**平成２９年（フ）第１３８２号**
札幌市北区北38条西２丁目２番10―106号
債務者　名倉　　毅
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１３８５号**
北海道江別市上江別南町44番地の15
債務者　外崎　智美
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１３９０号**
札幌市西区八軒８条西９丁目１番３―27号
債務者　中村　恒紀
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１４０３号**
札幌市白石区栄通21丁目14番７―303号
債務者　坂下美智子
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１４０８号**
札幌市豊平区平岸６条13丁目２番27号　リバティヒル壱番館202号
債務者　豊島　隆太
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１４１３号**
札幌市白石区北郷５条３丁目10番８号　シティハイムサクセス102号
債務者　川崎　憲久
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１４１９号**
札幌市北区篠路９条１丁目４番５―305号
債務者　久慈佐知江
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１４２２号**
札幌市豊平区平岸３条18丁目２番18号　エルキュール318―303号
債務者　早瀬　一美（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１４２７号**
札幌市清田区真栄２条２丁目１番７―203号
債務者　岩屋　陽子（旧姓武石）
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１４２９号**
札幌市東区北39条東16丁目１番18号　ハイツ美香Ｂ103号
債務者　松井奈穂美
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１４３８号**
札幌市北区新琴似６条16丁目２番２―２号
債務者　山室　彰大
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１４４６号**
北海道北広島市若葉町２丁目１番地　３―403
債務者　菅原　孝範
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１４４９号**
札幌市東区北21条東７丁目１番10号　ファミールモリ102号
債務者　髙橋　栄二
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１４５２号**
札幌市東区北30条東９丁目１番13号　ビブレ21―203号
債務者　村岡　智子
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１４６５号**
札幌市白石区平和通15丁目北４番13号
債務者　上杉　尚美
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第８１号**
北海道虻田郡洞爺湖町浜町２番地３
債務者　赤間　眞弓
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２９年（フ）第８２号**
北海道登別市富岸町２丁目４番地１アーバンヴィラ203号
債務者　林　友里恵
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２９年（フ）第８３号**
北海道室蘭市海岸町２丁目６番17号
債務者　森崎　一好
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係